

発案 30 第 1 号

港区学校給食費の助成に関する条例

上記の案を提出する。

平成 30 年 3 月 13 日

提出兼賛成者

議員 大 滝 実  
同 熊 田 ちづ子

議員 いのくま 正一  
同 風 見 利 男

港区議会議長 様

(理由) 口頭をもって説明する。

## 港区学校給食費の助成に関する条例

### (目的)

第一条 この条例は、港区立の小学校及び中学校（以下「区立学校」という。）の学校給食に要する経費（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項に規定する保護者が負担する学校給食に要する経費をいう。以下「学校給食費」という。）について、学校給食費を負担する児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し助成金を交付することにより、保護者の負担軽減を図り、子育て支援を推進するとともに、学校給食を充実させ、食育を推進することを目的とする。

### (要件)

第二条 助成金の交付を受けることができる者は、区立学校に在籍する児童又は生徒の保護者とする。

### (助成金の額)

第三条 助成金の額は、学校給食費に相当する額とする。ただし、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、助成金から当該給付額を除くものとする。

### (交付申請及び受領)

第四条 助成金の交付を受けようとする保護者は、学校給食費助成の交付の申請及び受領を、児童若しくは生徒が在籍する区立学校の校長又は港区教育委員会に委任するものとする。

(交付決定)

第五条 区は、前条の規定による申請があつたときは、港区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）の定めるところにより助成金を交付するものとする。

(返還)

第六条 区は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。